

第71回

定時株主総会招集ご通知

日時

2018年5月24日(木曜日)午前10時

場所

東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

議決権行使期限

2018年5月23日(水曜日)午後5時40分まで

目次

第71回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(提供書面)	
事業報告	15
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告書	45

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目10番5号
株式会社 **オンワードホールディングス**
代表取締役
社 長 保 元 道 宣

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年5月23日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年5月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第71期（2017年3月1日から2018年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2017年3月1日から2018年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.onward-hd.co.jp/>）に掲載しております。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.onward-hd.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権の行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1

株主総会に当日
ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会開催日時

2018年5月24日(木)
午前10時

2

郵送（書面）にて
行使いただく場合



各議案の賛否を
表示のうえ投函

行使期限

2018年5月23日(水)
午後5時40分到着分

3

インターネットにて
行使いただく場合
(パソコン、スマートフォン)
(または携帯電話)



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にて各議案の賛否を入力

行使期限

2018年5月23日(水)
午後5時40分入力分

インターネットによる議決権行使のご案内については、13～14頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）が、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つと位置づけ、配当性向の目安を35%以上とし、安定的で業績に連動した適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金24円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、3,420,356,952円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年5月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名をご選任
願いたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の地位、担当および重要な兼職の状況
1	ひろ うち たけし 廣内 武	再任	当社代表取締役会長
2	よし ざわ まさ あき 吉沢 正明	再任	当社取締役副会長 株式会社オンワードリゾート&ゴルフ代表取締役社長
3	やす もと みち のぶ 保元 道宣	再任	当社代表取締役社長 株式会社オンワード樺山取締役
4	いちのせ ひさ ゆき 一瀬 久幸	再任	当社専務取締役管理部門担当 株式会社オンワード樺山取締役専務執行役員
5	おお さわ みち お 大澤 道雄	新任	当社専務執行役員アジア担当 株式会社オンワード樺山代表取締役社長執行役員
6	なか むら よし ひで 中村 嘉秀	再任 社外取締役 独立役員	当社社外取締役 アルダージ株式会社代表取締役社長
7	かわ もと あきら 川本 明	新任 社外取締役 独立役員	アスパラントグループ株式会社シニアパートナー 慶應義塾大学経済学部教授 フューチャー株式会社社外取締役

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひろ うち たけし 廣内 武 (1942年11月5日)	1965年4月 当社入社 1985年5月 当社取締役 1991年4月 当社常務取締役 1994年4月 当社専務取締役 1997年3月 当社代表取締役社長 2005年3月 当社代表取締役会長執行役員 2007年9月 当社代表取締役会長兼CEO 株式会社オンワード樺山代表取締役会長執行役員 2009年3月 当社代表取締役会長 2011年9月 当社代表取締役会長兼社長 2014年5月 株式会社オンワード樺山代表取締役会長 2015年3月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	143,683株
	【取締役候補者とした理由】 廣内武氏は、管理部門、営業部門、国際部門、企画部門等を歴任し、当社グループ事業全般に精通しているとともに、経営に関する豊富な経験と知識を有しております。現在代表取締役会長として、当社グループの経営全般を統括し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	よし ざわ まさ あき 吉 沢 正 明 (1946年2月19日)	1968年 4月 当社入社 2003年 5月 当社常務取締役 2005年 3月 当社取締役常務執行役員 2007年 9月 当社常務取締役 株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員 2009年 3月 株式会社オンワードリゾート&ゴルフ代表取締役社長 (現在に至る) 2011年 3月 当社専務取締役 株式会社オンワード樫山取締役専務執行役員 2018年 3月 当社取締役副会長 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オンワードリゾート&ゴルフ代表取締役社長	33,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>吉沢正明氏は、管理部門および海外を含む当社グループ会社の責任者を歴任するなど、経営者としての豊富な経験と経理・財務分野での相当程度の知見を有しております。現在取締役副会長として、当社グループの経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補といたしました。</p>			
3	やす もと みち のぶ 保 元 道 宣 (1965年9月13日)	2006年 5月 当社入社 2007年 3月 当社執行役員 2007年 9月 株式会社オンワード樫山執行役員 2009年 3月 当社執行役員 2011年 3月 当社常務執行役員 株式会社オンワード樫山常務執行役員 2014年 5月 当社取締役 株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員 2014年 9月 同社取締役専務執行役員 2015年 3月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 株式会社オンワード樫山取締役 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オンワード樫山取締役	44,600株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>保元道宣氏は、国際部門、企画部門、情報システム部門、経営企画部門等を歴任し、豊富な経験と高度な知識を有しております。現在代表取締役社長として、当社グループの経営執行責任者の立場で事業を遂行し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	いちのせ ひさゆき 一瀬久幸 (1955年9月24日)	1979年 4月 当社入社 2006年 3月 当社執行役員 2007年 9月 株式会社オンワード樫山執行役員 2013年 3月 当社常務執行役員 株式会社オンワード樫山常務執行役員 2015年 3月 同社取締役常務執行役員 2015年 5月 当社取締役 2017年 3月 当社常務取締役 2018年 3月 当社専務取締役管理部門担当 (現在に至る) 株式会社オンワード樫山取締役専務執行役員 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オンワード樫山取締役専務執行役員	15,700株
	【取締役候補者とした理由】 一瀬久幸氏は、営業部門、管理部門を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。現在当社グループの中核事業会社である株式会社オンワード樫山の取締役専務執行役員を兼務するとともに、当社専務取締役としてグループの管理部門を担当し、適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補といたしました。		
5	※ おおさわ みちお 大澤道雄 (1956年2月2日)	1978年 4月 当社入社 2006年 3月 当社執行役員 2007年 9月 オンワード商事株式会社常務取締役 2009年 3月 同社代表取締役社長 2012年 9月 当社常務執行役員 2015年 9月 オンワード商事株式会社代表取締役会長 株式会社オンワード・ジェイ・ブリッジ代表取締役社長 2016年 3月 当社専務執行役員アジア担当 (現在に至る) 株式会社オンワード樫山取締役専務執行役員 オンワード商事株式会社取締役会長 2017年 3月 株式会社オンワード樫山代表取締役社長執行役員 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オンワード樫山代表取締役社長執行役員	21,300株
	【取締役候補者とした理由】 大澤道雄氏は、営業部門、生産部門を歴任し、豊富な経験と高度な知識を有しております。現在当社グループの中核事業会社である株式会社オンワード樫山の代表取締役社長執行役員として、ブランド事業の推進と多様化するマーケットに対する事業領域の拡大の推進を行うとともに、当社専務執行役員としてアジア地区を担当し事業の拡大を推進するなど、適切な役割を果たしており、新たに取締役候補といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>なか むら よし ひで 中村嘉秀 (1942年10月22日)</p>	<p>1998年 6月 ソニー株式会社執行役員常務 2000年 6月 ソニーケミカル株式会社代表取締役社長 2004年 6月 ソニー株式会社業務執行役員上席常務 2006年 7月 アルダージ株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 2007年 5月 当社取締役 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 アルダージ株式会社代表取締役社長</p>	1,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 中村嘉秀氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外取締役としての職責を果たしております。取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な人材と判断しており、引き続き社外取締役の候補といたしました。</p>			
7	<p>※ かわもと あきら 川本明 (1958年8月19日)</p>	<p>1981年 4月 通商産業省 (現経済産業省) 入省 1995年 8月 経済協力開発機構 (パリ) 2001年 1月 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長 2009年 7月 経済産業省経済産業政策局大臣官房審議官 2012年10月 アスパラントグループ株式会社シニアパートナー (現在に至る) 2013年 4月 慶應義塾大学経済学部教授 (現在に至る) 2014年 3月 フューチャー株式会社社外取締役 (現在に至る)</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 川本明氏は、長年にわたる行政での豊富な経験と学識経験者としての幅広い知識と見識を有しております。取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の社外取締役として適任であると判断し、新たに社外取締役の候補といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村嘉秀氏は、社外取締役候補者であり、当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 川本明氏は、社外取締役候補者であり、当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書の提出を予定しております。
4. 社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
- ① 中村嘉秀氏の当社社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって11年間であります。
- ② 社外取締役候補者は、いずれも当社の「社外役員の独立性基準」(11~12頁)を満たしております。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役候補者である中村嘉秀氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額としております。
- 中村嘉秀氏の再任、川本明氏の新任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. ※印は、新任取締役候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役飯塚賢一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名をご選任願いたいと存じます。

なお、監査役候補者の吉里博一氏は、補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ <small>よし ざと ひろ かず</small> 吉 里 博 一 （1956年12月11日）	1980年 4月 当社入社 2005年 3月 当社執行役員 2007年 9月 当社執行役員 株式会社オンワード樫山執行役員 2011年 3月 当社常務執行役員 株式会社オンワード樫山常務執行役員 2017年 3月 当社顧問 （現在に至る）	6,000株

【監査役候補者とした理由】

吉里博一氏は、当社グループの経理部門責任者を務め、会計に関する専門的な知識や経験が豊富であり、当社の事業内容等にも精通しております。経営全般の監視と有効な助言が期待できることから、当社の監査役として適任であると判断し、新たに監査役の候補といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. ※印は、新任監査役候補者であります。

【ご参考】

社外役員の独立性基準

当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）候補者が以下のいずれかに該当する場合、独立社外役員としての独立性を有しないものとみなします。

1. 当社の業務執行者(※1)が役員に就任している会社
当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
2. 主要な取引先関係
当社を主要な取引先とする者(※2)もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先(※3)もしくはその業務執行者
3. 当社の監査法人
当社に係る会社法に基づく監査または金融商品取引法等に基づく監査を行う監査法人に所属する者
4. 社外専門家関係
当社から役員報酬以外に多額(※4)の金銭その他の財産を得ている専門家(弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタント等をいい、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう)
5. 寄付先関係
当社から多額(※5)の寄付を得ている者(当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者をいう)
6. 大株主関係
当社の議決権の10%以上を実質的に有する者または当該者の業務執行者
7. 過去該当者関係
過去5年間上記1.から5.に該当していたことがある者
8. 近親者関係
上記1.から7.のいずれか(重要でない者を除く)に該当する者の近親者

<注記>

(※1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、支配人、従業員(顧問を含む)をいう。

(※2) 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその年間売上高の2%を

を超える支払いを当社から受けていた者をいう。

- (※3) 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間売上高の2%を超える支払いを当社に行っていた者、または当社に対する融資残高が当社の総資産額の2%を超える額を占めていた者をいう。
- (※4) ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円、また、その者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える金額をいう。
- (※5) ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た寄付の金額につき、年間1,000万円またはその総収入金額の2%のいずれか高い方を超える金額をいう。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。（毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主さまのインターネット環境によってはご利用できない場合もございます）

【議決権行使ウェブサイト】

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- (2) 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。
- (3) 郵送とインターネットにより議決権を行使された場合には、インターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主さまのご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権の行使は、2018年5月23日（水曜日）午後5時40分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等ございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. パスワードの取り扱い

- (1) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトでお手続きください。(携帯電話のメールアドレスは指定できません)

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(提供書面)

事業報告(2017年3月1日から2018年2月28日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策を背景に企業収益は堅調に推移し、緩やかな回復基調が見られましたが、欧米や東アジア地域における不確実性の高まりなど、先行き不透明な状況が続きました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、気温の影響などを受け季節需要が盛り上がるなど回復の兆しも見られましたが、衣料品に関する消費者の節約志向は依然として強く、総じて厳しい状況が続きました。

このような経営環境のなか、当社グループは当連結会計年度を2年目とする中期経営計画の実行に取り組んでおり、基幹ブランドの商品価値向上や顧客サービスの拡充により、安定的な収益の拡大をはかるとともに、Eコマースなどの高い収益性と成長が見込める事業を強化するなど、事業の選択と集中を引き続き推進いたしました。

以上の結果、連結売上高は2,430億75百万円（前期比0.7%減）、連結営業利益は51億67百万円（前期比22.9%増）、連結経常利益は59億28百万円（前期比6.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は53億66百万円（前期比13.1%増）となりました。

当連結会計年度における事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

アパレル関連事業

売上高 2,368億82百万円 前期比0.4%減

国内事業は、中核事業会社の株式会社オンワード樫山において、「23区」、「自由区」、「ジョゼフ」、「トッカ」、「any SiS」をはじめとした主要ブランドが伸長し、既存ブランド全体として前年売上実績を上回りました。また同社では事業構造改革による収益性改善効果に加えて、主力ブランドのプロモーションを強化し、Eコマースの強化などの施策に継続的に取り組むことで、減収ながら増益となりました。一方、他のグループ会社では、株式会社アイランドなどの主要子会社で増収増益となり、国内事業全体としては減収ながら増益となりました。

海外事業は、ユーロ、ポンド等主要通貨に対する円安基調により増収となりましたが、欧州における生産部門での契約形態の変更や、ラグジュアリーブランドの消費動向が厳しい状況であることなどにより減益となりました。引き続き、企画・生産機能の集約・安定化や収益性の回復に向けた施策に取り組んでおります。

以上の結果、売上高は2,368億82百万円（前期比0.4%減）、営業利益は71億62百万円（前期比31.1%増）となりました。

その他の事業

売上高 61億93百万円 前期比11.1%減

リゾート関連事業で、北朝鮮によるグアム周辺へのミサイル発射可能性が報じられたことで日本人観光客が減少し、その他事業全体として減収減益となりました。

以上の結果、売上高は61億93百万円（前期比11.1%減）、営業利益は3億97百万円（前期比10.6%減）となりました。

事業セグメント別売上高

		売上高 (百万円)	増減率 (%)
アパレル関連事業	紳士服	45,168	△1.5
	婦人服	135,142	△2.7
	子供服	6,537	△2.7
	その他	50,033	7.8
	計	236,882	△0.4
その他の事業	サービス関連事業	709	△38.8
	リゾート関連事業	5,483	△5.6
	計	6,193	△11.1
合計		243,075	△0.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は120億58百万円であります。その主なものは、売場設備の新設、改装および事業所の取得に関するものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本のファッション市場は成熟化し、グローバルな企業競争の下、消費者の選別はより厳しさを増しております。また人口減少・少子高齢化による人口構成の構造的な変化のなか、ライフスタイルに応じて流通を使い分ける選択消費や、消費者の嗜好の多様化などが進んでおります。

当社グループが対処すべき課題は、このような経営環境の変化に対応し、消費者に対して価値ある商品やサービスを提供することで収益拡大をはかり、成長性を高めることにあります。

① 国内事業について

当社グループは、「提供価値の多様化」と「顧客基盤の拡大」を推進するとともに、時代にあ

わせた進化をおこない、事業の拡大をめざしております。

既存ブランドでは、衣料品を中心としたお客様視点での商品価値の向上をはかり、収益性を向上させてまいります。さらにバッグ、コスメティックなどの非アパレル分野での事業拡大をはかってまいります。

新規事業では、マスカスタマイゼーションに対応した次世代の基幹事業として、オーダーメイドスーツの「カシヤマ ザ・スマートテラー」を開始しております。また、お客様の満足と利便性を高めるコト・サービスの提供を拡充するオムニチャンネル戦略を推進しております。

② 海外事業について

当社グループは、グローバル戦略の加速化を積極的に推進してまいります。

欧州地区では、オンワードラグジュアリーグループの生産プラットフォーム基盤と、ジョゼフ・ジル・サンダー両ブランドとのシナジーを発揮する体制をさらに強固なものにすることで収益力の改善をはかってまいります。また、モロー・パリは、バッグを中心としたラグジュアリーグッズブランドとしての地位を確立すべく、生産基盤の構築を進め、積極的に拡大をはかってまいります。

アジア地区では、既存事業の選択と集中を進め、今後はネットビジネスの拡大や新たな販路の開拓など、マーケットの変化に柔軟に対応する成長戦略を推進してまいります。

北米地区では、運営体制の整備を進め、J.プレスのNYイエールクラブ店など中期的な視点から必要な投資をおこないながら事業拡大へ向けた取り組みを実行しております。

③ 商品開発について

当社グループは、常に新鮮で、付加価値の高い商品を消費者に提案していくことが使命であると考えております。そのために、グローバルネットワークによるファッショントレンド情報や当社グループ生産プラットフォーム基盤の技術力・開発力を活用して「ファッション」「テクノロジー」「クオリティ」の3つの側面から新たなアイテムを開発し、「新しい豊かさ」を提案してまいります。

④ 生産体制およびS C M（サプライチェーンマネジメント）推進について

当社グループは、商品の適地生産を基本としており、具体的には中国では協力工場との取り組みの強化および当社グループ工場の積極活用と物流拠点の効率化を進め、ベトナムなど中国以外の生産拠点の拡大による安定的な生産力確保も推進しております。

また、国内ではJ∞QUALITY(ジェイ クオリティ)の発足や高品質・高付加価値商品のニーズの高まりを受け、より一層の協力工場との関係強化に積極的に取り組んでおります。

⑤ CSR（企業の社会的責任）とコンプライアンスについて

CSR経営につきましては、顧客をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される企業として、社会的企業価値を高める重要な経営課題と認識しております。

当社グループは、生活文化企業として豊かな人間生活づくりに貢献するとともに、「地球環境の保全」を経営の重要課題として捉え、人と環境にやさしい企業をめざしております。「この地球（ほし）を想う。この服をまとう。」を環境コンセプトとして定め、ファッションを基軸とした様々な企業活動を通じて、「地球と、世界の人々との共生」をめざしたチャレンジを続けております。たとえば、長くご愛用いただける高品質な商品の提供、環境への負荷を低減する最先端の技術や商品およびサービスの開発、衣料品の循環システムの構築をめざす「オンワード・グリーン・キャンペーン」の実施、社屋の省エネ化、土佐山オンワード“虹の森”での森林保全活動などの取り組み等による、環境・社会貢献活動を推進しております。

コンプライアンスにつきましては、社会全体からコンプライアンス体制の充実がますます求められており、これを経営上の重要課題と位置付け、またコーポレートガバナンスの体制強化をはかることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう努めてまいります。具体的には、コンプライアンス活動のあり方や倫理上の規範を示した「コンプライアンスマニュアル」を作成し、オンワードグループコンプライアンス委員会が中心となり、社内研修の実施など継続的な啓蒙活動を行い、周知徹底をはかっております。また、当社グループは、一般社団法人オンワードクオリティセンターを通じて、品質管理等に関するノウハウを活用した製品品質の維持および向上につとめ、顧客の満足度をさらに高めていくとともに、SCMにおきましても、「オンワード認定工場制度」を立上げ、協力工場の労働環境の改善に取り組んでおります。

個人情報保護法につきましても、「個人情報保護ガイドライン」を作成し、全役員および全従業員を対象に研修を実施し、継続的な啓蒙を行っております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	2014年度 第68期	2015年度 第69期	2016年度 第70期	2017年度 第71期
売 上 高 (百万円)	281,501	263,516	244,900	243,075
経 常 利 益 (百万円)	7,162	5,504	5,577	5,928
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,204	4,278	4,744	5,366
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	26.78	28.27	31.47	36.97
総 資 産 (百万円)	340,854	313,454	273,226	278,133
純 資 産 (百万円)	185,315	172,337	165,670	168,152

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社および重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
重要な子会社		%	
株式会社オンワード樫山	5,000百万円	100.0	衣料品等の製造販売
オンワード商事株式会社	410百万円	100.0	衣料品等の製造販売
チャコット株式会社	400百万円	100.0	ダンス用品の製造販売
株式会社アイランド	10百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株式会社クリエイティブヨーコ	162百万円	100.0	ペットファッション、なごみ雑貨の製造販売
株式会社オンワードグローバルファッション	400百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株式会社オンワードクリエイティブセンター	20百万円	100.0	商業施設等の企画・設計・施工
オンワードラグジュアリーグループS. P. A.	65,000千ユーロ	100.0	衣料品等の製造販売
ジョゼフLTD.	349千英ポンド	100.0	衣料品等の製造販売
オンワードビーチリゾートグアムINC.	54,989千米ドル	※ 100.0	ホテルおよびリゾート施設の運営管理
重要な関連会社			
株式会社ガイドーリミテッド	6,891百万円	21.5	繊維製品等の製造販売

(注) ※印は、間接保有の議決権が含まれております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	36,025百万円	174,818百万円

(7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル関連事業（紳士服、婦人服等の繊維製品の企画、製造および販売）を主な事業内容とし、さらにサービス関連事業およびリゾート関連事業を行っております。

(8) 主要な事業所

会社名	名称	所在地
当 社	本 社	東京都中央区
	オンワード総合研究所	神奈川県横浜市都筑区
株 式 会 社 オ ン ワ ー ド 榎 山	本 社	東京都中央区
	東 京 店	東京都港区
	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区
	福 岡 支 店	福岡県福岡市中央区
	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中村区
	札 幌 支 店	北海道札幌市中央区
	仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区
	広 島 支 店	広島県広島市西区
	厚 木 物 流 セ ン タ ー	神奈川県厚木市
	大阪支店・港オペレーションセンター	大阪府大阪市港区
オ ン ワ ー ド 商 事 株 式 会 社	本 社	東京都千代田区
チ ャ コ ッ ト 株 式 会 社	本 社	東京都渋谷区
株 式 会 社 ア イ ラ ン ド	本 社	東京都渋谷区
株 式 会 社 ク リ エ イ テ ィ ブ ヨ ー コ	本 社	長野県長野市
株式会社オンワードグローバルファッション	本 社	東京都港区
株式会社オンワードクリエイティブセンター	本 社	東京都中央区
オンワードラグジュアリーグループS. P. A.	本 社	伊国 フィレンツェ
ジ ヨ ゼ フ L T D.	本 社	英国 ロンドン
オンワードビーチリゾートグアムINC.	本 社	米国 グアム
株 式 会 社 ダ イ ド ー リ ミ テ ッ ド	本 社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,530名	74名増

(注) 上記従業員の他に期中平均9,159名の臨時従業員（嘱託、臨時販売員、パートタイマー等）を雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	24,009百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	12,051百万円
株式会社みずほ銀行	3,927百万円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日より、銀行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 167,921,669株

(注) 発行済株式の総数には、自己株式25,406千株が含まれております。

(3) 株 主 数 10,778名

(4) 大 株 主 (自己株式を除く)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
公 益 財 団 法 人 檜 山 奨 学 財 団	8,710	6.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	6,249	4.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,830	4.0
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX U CITS NON TREATY 1	5,396	3.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,898	3.4
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,671	3.2
オンワードホールディングス取引先持株会	4,662	3.2
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	4,200	2.9
STATE STREET LONDON CARE OF STA TE STREET BANK AND TRUST, BOSTO N SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CL IENTS— UNITED KINGDOM	3,097	2.1
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,931	2.0

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式25,406千株を保有しております。
 3. 持株比率は、自己株式25,406千株を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行回数 (発行日)	新株予約 権の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 および数	1株当たり の発行価額	権利行使時 1株当たり 振込金額	権利行使期間	保有状況
第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2006年6月20日)	145個	当社普通株式 14,500株	1,541円	1円	2006年7月1日から 2036年6月30日まで	取締役 2名 145個
第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2007年7月20日)	166個	当社普通株式 16,600株	1,284円	1円	2007年7月21日から 2037年7月20日まで	取締役 2名 166個
第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2008年6月20日)	320個	当社普通株式 32,000株	944円	1円	2008年6月21日から 2038年6月20日まで	取締役 2名 320個
第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2008年6月20日)	32個	当社普通株式 3,200株	905円	1円	2008年6月21日から 2038年2月28日まで	取締役 2名 32個
第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2009年3月18日)	102個	当社普通株式 10,200株	362円	1円	2009年3月19日から 2039年2月28日まで	取締役 2名 102個
第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2009年6月19日)	720個	当社普通株式 72,000株	432円	1円	2009年6月20日から 2039年6月19日まで	取締役 2名 720個
第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2010年3月19日)	78個	当社普通株式 7,800株	475円	1円	2010年3月20日から 2040年2月29日まで	取締役 2名 78個
第8回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2010年6月18日)	523個	当社普通株式 52,300株	613円	1円	2010年6月19日から 2040年6月18日まで	取締役 2名 523個
第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2011年3月18日)	113個	当社普通株式 11,300株	444円	1円	2011年3月19日から 2041年2月28日まで	取締役 2名 113個
第10回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2011年6月20日)	774個	当社普通株式 77,400株	510円	1円	2011年6月21日から 2041年6月20日まで	取締役 2名 694個 監査役 1名 80個
第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2012年3月19日)	328個	当社普通株式 32,800株	444円	1円	2012年3月20日から 2042年2月28日まで	取締役 3名 328個
第12回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2012年6月20日)	1,203個	当社普通株式 120,300株	458円	1円	2012年6月21日から 2042年6月20日まで	取締役 3名 1,085個 監査役 1名 118個

発行回数 (発行日)	新株予約 権 の 数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 および数	1株当たり の発行価額	権利行使時 1株当たり 振込金額	権利行使期間	保有状況
第13回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2013年3月18日)	138個	当社普通株式 13,800株	572円	1円	2013年3月19日から 2043年2月28日まで	取締役 2名 138個
第14回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2013年6月20日)	910個	当社普通株式 91,000株	629円	1円	2013年6月21日から 2043年6月20日まで	取締役 3名 821個 監査役 1名 89個
第15回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年3月20日)	103個	当社普通株式 10,300株	466円	1円	2014年3月21日から 2044年2月29日まで	取締役 2名 103個
第16回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年6月20日)	1,037個	当社普通株式 103,700株	526円	1円	2014年6月21日から 2044年6月20日まで	取締役 4名 1,037個

- (注) 1. 当社社外取締役および社外監査役に対しましては、新株予約権を交付していません。
2. 当社監査役に対しましては、第3回以降は新株予約権を交付していません。
3. 上記のうち、第4回、第5回、第7回、第9回、第11回、第13回、第15回の新株予約権は、当社取締役就任前に付与されたものであります。
4. 上記のうち、監査役が保有している第10回、第12回、第14回の新株予約権は、当社取締役在任時に付与されたものであります。
5. 新株予約権の行使の条件
(1) 新株予約権者は、当社取締役および監査役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
(2) 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
6. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(2) 当事業年度中に当社の執行役員、当社子会社の取締役および執行役員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	廣内 武	
代表取締役社長	保元 道宣	株式会社オンワード樺山取締役
取締役副社長	馬場 昭典	次世代事業開発担当
専務取締役	吉沢 正明	管理部門担当
		リゾート事業担当
		株式会社オンワードリゾート&ゴルフ代表取締役社長
常務取締役	一瀬 久幸	秘書・広報・人財・総務担当
		株式会社オンワード樺山取締役常務執行役員
取締役	本庄 八郎	株式会社伊藤園代表取締役会長
取締役	中村 嘉秀	アルダージ株式会社代表取締役社長
常勤監査役	青山 仁	株式会社オンワード樺山監査役
常勤監査役	飯塚 賢一	株式会社オンワード樺山監査役
監査役	矢部 丈太郎	
監査役	大橋 一章	

- (注) 1. 取締役本庄八郎、中村嘉秀の両氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役矢部丈太郎、大橋一章の両氏は社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

3. 2018年3月1日付で以下のとおり取締役の異動をしております。

氏名	新職	旧職
吉 沢 正 明	取締役副会長	専務取締役
一 瀬 久 幸	専務取締役	常務取締役
馬 場 昭 典	取締役	取締役副社長

4. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は2018年2月28日現在以下のとおりであります。

専務執行役員	大 澤 道 雄
常務執行役員	鈴 木 恒 則
常務執行役員	吉 川 雅 彦
執行役員	坂 本 智 彦
執行役員	正 津 昌 範
執行役員	上 野 恵 子
執行役員	樋 口 剛 宏
執行役員	白 石 丈 宏
執行役員	清 家 彦 三 郎
執行役員	三 由 正 嗣
執行役員	今 村 秀 一

(2) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

① 報酬体系と内容

役員の報酬等は、基本報酬、賞与および自社株取得目的報酬で構成しております。

イ. 基本報酬

取締役および監査役を対象として、常勤・非常勤、担当役割、職位、在任年数、個人別評価等を勘案し、取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議にて決定いたします。

ロ. 賞与

取締役を対象として、過年度の連結業績等に基づき支給いたします。但し、社外取締役へは支給しておりません。

ハ. 自社株取得目的報酬

取締役を対象として、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として支給いたします。但し、社外取締役へは支給しておりません。

② 決定方法

取締役の基本報酬、賞与および自社株取得目的報酬は、2007年5月24日開催の第60回定時株主総会の決議により定められた報酬限度額（年額500百万円以内）の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

監査役の基本報酬は、1995年5月25日開催の第48回定時株主総会の決議により定められた報酬限度額（年額60百万円以内）の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（うち社外取締役）	7名（2名）	432百万円（24百万円）
監査役（うち社外監査役）	4名（2名）	52百万円（16百万円）
合計	11名	484百万円

(注) 1. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に役員賞与引当金として計上しております取締役賞与金118百万円を含んでおります。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名、監査役4名であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

本庄取締役 当事業年度に開催しました取締役会9回のうち8回出席し、必要に応じ主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

中村取締役 当事業年度に開催しました取締役会9回のうち9回出席し、必要に応じ主に実業分野を中心とした経験と見識から発言を行っております。

矢部監査役 当事業年度に開催しました取締役会9回のうち9回出席し、また、監査役会17回のうち17回出席し、必要に応じ高い見識と幅広い経験から発言を行っております。

大橋監査役 当事業年度に開催しました取締役会9回のうち8回出席し、また、監査役会17回のうち15回出席し、必要に応じ学識経験者としての専門的見地から発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えるべく、また、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である本庄八郎、中村嘉秀の両氏、および、社外監査役である矢部丈太郎、大橋一章の両氏は、当社との間で、責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- イ. 社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ロ. 上記の責任限定が認められているのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当社が支払うべき監査証明業務についての報酬等の額	95百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	165百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に対して監査証明業務以外の財務内容調査等を委託しその対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査体制の品質管理基準等の状況を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に向けた「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

基本方針の内容は、以下のとおりです。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下のとおり定め、その方針に基づく内部統制システムおよび効率的で適法な企業体制を構築する。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役および使用人に法令および社内規定の遵守を徹底するため、「オンワードグループコンプライアンス規定」を基本方針とする。
- ② 取締役会は、コンプライアンス体制の統轄組織として、オンワードグループコンプライアンス委員会を設置し、その責任者として代表取締役を委員長に任命する。また、コンプライアンス所管部門をコンプライアンス部とし、「オンワードグループコンプライアンス規定」に基づく「コンプライアンスマニュアル」によりオンワードグループのコンプライアンス体制の構築および整備を推進する。
- ③ オンワードグループコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の浸透をはかる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会は、「規定管理規定」「文書管理規定」により適切な情報の保存および管理を行う。
- ② 取締役は、その職務の執行に係る文書および重要な情報を、各担当職務に従い、適切に保存し管理する。
- ③ 情報管理の所管部門をコンプライアンス部とする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 取締役会は、リスク管理体制の構築のために「オンワードグループリスク管理規定」に従った管理体制を整備し運用する。
- ② リスク管理体制の所管部門をコンプライアンス部とする。
- ③ コンプライアンス部は、リスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響をおよぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。
- ④ 取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「役員就業規定」および「職務権限規定」により、取締役、執行役員および使用人の職務執行の効率化に努める。
- ② 取締役会は、職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「オンワードグループりん議処理規定」により、適切な監督を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① オンワードグループコンプライアンス委員会は、事業会社コンプライアンス責任者を任命する。
- ② オンワードグループコンプライアンス委員会は、コンプライアンス部と連動し適切な教育活動、啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行う。
- ③ 「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口（オンワードグループ「ホイッスルライン」）を社内および社外に設置し、運営する。
- ④ 内部監査部は、各部門における業務が、法令、定款、規定、マニュアルおよび社内通達等に従い適正かつ効率的に執行されるよう業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、当社およびオンワードグループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはりん議および協議を行う。

- (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 経営上重要な決定をする場合は、「オンワードグループりん議処理規定」に基づき当社へ報告を行う。
 - ② 業績についてグループ会議等で定期的に当社へ報告を行う。
 - ③ 業務上重要な事項が発生した場合は、その都度当社へ報告を行う。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 取締役会は、リスク管理体制の構築のために「オンワードグループリスク管理規定」に従った管理体制を整備し運用する。
 - ② 子会社のリスク管理体制の所管部門を当社のコンプライアンス部とする。
 - ③ 当社のコンプライアンス部は、子会社のリスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。
 - ④ 取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。
- (3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、子会社に係る「役員就業規定」および「職務権限規定」により、子会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行の効率化に努める。
 - ② 子会社の取締役会は、子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「オンワードグループりん議処理規定」により、適切な監督を行う。
- (4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① オンワードグループコンプライアンス委員会は、子会社のコンプライアンス責任者を任命する。
 - ② オンワードグループコンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス部と連動し子会社について適切な教育活動、啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行う。
 - ③ 「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口（オンワードグループ「ホイッスルライン」）を当社内および社外に設置し、運営する。

- ④ 当社の内部監査部は、子会社の各部門における業務が、法令、定款、規定、マニュアルおよび社内通達等に従い適正かつ効率的に執行されるよう業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が必要とするときには、補助すべき使用人を監査役会の事務局として設置する。
 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役を補助すべき使用人の任命、異動および人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとする。
 - ② 監査役を補助すべき使用人の人事考課は、監査役が行う。
 9. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 補助使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
 - ② 取締役および使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - ③ 補助使用人は、必要に応じて外部専門家等の監査業務に関する助言を受けることができる。
 10. 監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
 - ① 代表取締役および担当取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を行う。
 - ② 取締役、執行役員および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に監査役に報告を行う。
 - (2) 子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、情報や意見交換を行う。
- ② 監査役会は、監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用する。

14. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

15. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部監査部は、取締役会の指示により、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法およびその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築および整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. コンプライアンスに関する取り組み

当社は、コンプライアンス体制の統括組織として、代表取締役を委員長とするオンワードグループコンプライアンス委員会を設置しております。オンワードグループコンプライアンス委員会は、毎年体制の見直しを行っており、当期も事業会社コンプライアンス責任者を新たに任命し、適切な体制で教育活動、啓蒙活動を実施いたしました。また、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、問題の早期発見と業務改善を実施いたしました。

2. リスク管理体制に関する取り組み

当社は、リスク管理については、コンプライアンス部が所管部門となり「オンワードグループリスク管理規定」に基づき、リスク管理体制の整備や問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会へ報告をいたしました。また、「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口（オンワードグループ「ホイッスルライン」）を継続して社内および社外に設置し、問題の未然防止、早期発見および業務改善に努めました。

3. 業務執行の適正性や効率性に関する取り組み

当社は、グループ各社の事業内容については、四半期ごとに開催する決算会議、半期ごとに開催するオンワードグループ拡大経営推進会議および国際ミーティング等で報告を受けました。グループ各社において重要な案件が発生した場合には、「オンワードグループりん議処理規定」に基づき、りん議および協議を行い決定いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、内部監査部が財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑みて、期初に評価範囲の見直しを行い、選定した主要なグループ会社に対して、内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

4. 監査役の監査に関する取り組み

監査役は、取締役会、決算会議、オンワードグループ拡大経営推進会議、予算会議などの重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役との会合を持ち、情報や意見の交換を実施いたしました。会計監査人との関係においては、監査計画の説明、四半期レビューの結果報告、監査結果の報告を受けたほか、適宜、監査状況を聴取するなど情報交換や意見交換を行いました。また、当社およびグループ各社に対しては、必要に応じて往査を行い、業務の適正性を確認いたしました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定

に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付等の提案の中には、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものや、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるもの、あるいはステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないものなどもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容

① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、「人々の生活に潤いと彩りを与えるおしゃれの世界」を事業領域に定め、「ファッション」を生活文化として提案することによって新しい価値やライフスタイルを創造し、人々の豊かな生活づくりへ貢献することを経営の基本方針としております。

中長期的な経営戦略は、ファッションを基軸とした生活文化企業として、ブランドを磨き上げその価値の極大化をはかる「ブランド軸経営」を基本戦略にし、「独自の企画力」、「クオリティとコストバランスのとれた生産」、「売れ筋の追加体制」、「機敏な物流体制」、「強力な販売力」、「魅力ある売場環境」、「話題性のある広告宣伝」そして「最新の情報システムの活用」の基本項目を強化・進化させ、事業規模の拡大と経営基盤の強化をはかることが、ブランド価値の創造、企業価値向上につながると考えております。

また、継続的に企業価値を高めることをめざし、コーポレートガバナンス体制を強化し、経営効率の向上、および経営の健全性の向上に努め、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう取り組んでまいりました。2005年より独立性の高い社外取締役・社外監査役を選任しており、独立役員である社外取締役2名・社外監査役2名を選任し、経営に対する監視機能の強化をはかっております。

また、従来より執行役員制度を採用しており、さらに取締役の任期を1年としております。

以上を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なス

ワークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2017年5月25日開催の第70回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を継続することについて決議いたしました。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに買付者等との交渉の機会を確保するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって買付者等に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

3. 具体的取り組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは、上記2.に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的を持って導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められた上、株主総会または取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性、客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等について持株比率は表示桁未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2018年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	278,133	負債の部	109,981
流動資産	105,977	流動負債	86,384
現金及び預金	26,334	支払手形及び買掛金	18,059
受取手形及び売掛金	25,057	電子記録債務	14,872
商品及び製品	36,143	短期借入金	29,532
原材料及び貯蔵品	4,881	1年内返済予定長期借入金	5,800
仕掛品	1,954	未払金	2,436
繰延税金資産	4,130	未払費用	7,205
その他の流動資産	7,826	未払法人税等	2,084
貸倒引当金	△350	未払消費税等	892
固定資産	172,156	賞与引当金	1,051
有形固定資産	93,714	役員賞与引当金	196
建物及び構築物	30,565	返品調整引当金	271
機械装置及び運搬具	1,061	ポイント引当金	736
工具器具備品	5,008	その他の流動負債	3,242
土地	47,005	固定負債	23,596
その他の有形固定資産	10,072	長期借入金	6,818
無形固定資産	24,512	再評価に係る繰延税金負債	2,259
ソフトウェア	5,809	退職給付に係る負債	4,141
のれん	16,228	役員退職金引当金	187
その他の無形固定資産	2,474	預り保証金	996
投資その他の資産	53,929	その他の固定負債	9,193
投資有価証券	30,490	負債合計	109,981
長期貸付金	1,888	純資産の部	168,152
長期前払費用	360	株主資本	168,341
繰延税金資産	6,971	資本金	30,079
差入保証金	6,728	資本剰余金	50,043
その他の投資	7,751	利益剰余金	115,798
貸倒引当金	△260	自己株式	△27,579
資産合計	278,133	その他の包括利益累計額	△3,732
		その他有価証券評価差額金	1,270
		繰延ヘッジ損益	△74
		土地再評価差額金	△7,864
		為替換算調整勘定	2,097
		退職給付に係る調整累計額	838
		新株予約権	729
		非支配株主持分	2,813
		純資産合計	168,152
		負債及び純資産合計	278,133

連結損益計算書 (2017年3月1日から2018年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		243,075
売上原価		129,498
売上総利益		113,576
販売費及び一般管理費		108,409
営業利益		5,167
営業外収益		
受取利息及び配当金	300	
受取地代及び家賃	1,231	
受取補償金	762	
その他の収益	1,150	
営業外費用		3,445
支払利息	318	
売場什器除却損	175	
為替差損	82	
持分法投資損失	775	
賃貸費用	467	
その他の費用	865	
経常利益		2,683
特別利益		5,928
固定資産売却益	3,705	
投資有価証券売却益	1,715	
関係会社清算益	663	
その他の特別利益	125	
特別損失		6,210
固定資産処分損	60	
減損損失	1,202	
事業構造改革費用	394	
関係会社整理損	289	
その他の特別損失	163	
税金等調整前当期純利益		2,109
法人税、住民税及び事業税	3,305	
法人税等調整額	△63	
当期純利益		10,029
非支配株主に帰属する当期純利益		3,241
親会社株主に帰属する当期純利益		6,788
		1,421
		5,366

連結株主資本等変動計算書 (2017年3月1日から2018年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本金 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰上 延 損 益
当期首残高	30,079	50,043	113,071	△24,167	169,027	323	57
当期変動額							
剰余金の配当			△3,511		△3,511		
親会社株主に帰属する当期純利益			5,366		5,366		
自己株式の取得				△3,531	△3,531		
自己株式の処分			△69	119	50		
土地再評価差額金の取崩			941		941		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						947	△131
当期変動額合計	-	-	2,726	△3,412	△685	947	△131
当期末残高	30,079	50,043	115,798	△27,579	168,341	1,270	△74

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	土地 再評価 差額金	為替換 算調整 勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△6,923	528	340	△5,673	779	1,537	165,670
当期変動額							
剰余金の配当							△3,511
親会社株主に帰属する当期純利益							5,366
自己株式の取得							△3,531
自己株式の処分							50
土地再評価差額金の取崩							941
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△941	1,569	497	1,941	△50	1,276	3,167
当期変動額合計	△941	1,569	497	1,941	△50	1,276	2,482
当期末残高	△7,864	2,097	838	△3,732	729	2,813	168,152

貸借対照表 (2018年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	174,818	負債の部	31,976
流動資産	10,778	流動負債	18,762
現金及び預金	365	短期借入金	11,529
繰延税金資産	54	1年内返済予定長期借入金	5,000
短期貸付金	3,010	未払金	1,422
未収入金	6,973	未払費用	386
その他の流動資産	386	未払法人税等	93
貸倒引当金	△11	賞与引当金	76
		役員賞与引当金	118
固定資産	164,040	その他の流動負債	137
有形固定資産	30,248	固定負債	13,214
建物	4,872	長期借入金	6,500
構築物	140	再評価に係る繰延税金負債	1,434
工具器具備品	473	関係会社投資損失引当金	3,563
土地	23,183	預り保証金	1,088
その他の有形固定資産	1,577	その他の固定負債	626
無形固定資産	664	負債合計	31,976
ソフトウェア	571	純資産の部	142,841
その他の無形固定資産	92	株主資本	147,431
投資その他の資産	133,128	資本金	30,079
投資有価証券	18,386	資本剰余金	51,550
関係会社株式	105,362	資本準備金	51,550
長期貸付金	14,739	利益剰余金	94,503
長期前払費用	39	利益準備金	5,482
繰延税金資産	1,919	その他利益剰余金	89,021
その他の投資	3,512	買換資産圧縮積立金	21
貸倒引当金	△10,832	別途積立金	78,709
資産合計	174,818	繰越利益剰余金	10,290
		自己株式	△28,702
		評価・換算差額等	△5,319
		その他有価証券評価差額金	2,674
		土地再評価差額金	△7,993
		新株予約権	729
		純資産合計	142,841
		負債及び純資産合計	174,818

損益計算書 (2017年3月1日から2018年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
グループ運営収入	4,088	
関係会社配当金収入	3,776	7,865
営業費用		4,376
営業利益		3,489
営業外収益		
受取利息及び配当金	549	
受取地代及び家賃	1,025	
その他の収益	689	2,264
営業外費用		
支払利息	100	
為替差損	4	
貸倒引当金繰入額	733	
賃貸費用	361	
その他の費用	144	1,344
経常利益		4,409
特別利益		
投資有価証券売却益	1,715	
その他の特別利益	60	1,776
特別損失		
関係会社株式評価損	3,020	
その他の特別損失	200	3,220
税引前当期純利益		2,965
法人税、住民税及び事業税	△1,721	
法人税等調整額	2,536	814
当期純利益		2,150

株主資本等変動計算書 (2017年3月1日から2018年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	30,079	51,550	51,550	5,482	21	78,709	11,721	95,934
当期変動額								
剰余金の配当							△3,511	△3,511
当期純利益							2,150	2,150
自己株式の取得								
自己株式の処分							△69	△69
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△1,430	△1,430
当期末残高	30,079	51,550	51,550	5,482	21	78,709	10,290	94,503

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△25,290	152,274	1,704	△7,993	△6,289	779	146,764
当期変動額							
剰余金の配当		△3,511					△3,511
当期純利益		2,150					2,150
自己株式の取得	△3,531	△3,531					△3,531
自己株式の処分	119	50					50
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			970	-	970	△50	919
当期変動額合計	△3,412	△4,842	970	-	970	△50	△3,922
当期末残高	△28,702	147,431	2,674	△7,993	△5,319	729	142,841

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年4月16日

株式会社オンワードホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 勝彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺 信啓 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大屋 誠三郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オンワードホールディングスの2017年3月1日から2018年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オンワードホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年4月16日

株式会社オンワードホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 勝彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺 信啓	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大屋 誠三郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オンワードホールディングスの2017年3月1日から2018年2月28日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年3月1日から2018年2月28日までの第71期事業年度の取締役の職務執行全般に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、協議するほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、その子会社を訪問し、質問等を行いました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2018年4月18日

株式会社オンワードホールディングス 監査役会

常勤監査役	青山	仁	㊟
常勤監査役	飯塚	賢一	㊟
監査役	矢部	丈太郎	㊟
監査役	大橋	一章	㊟

(注) 監査役矢部丈太郎および監査役大橋一章は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

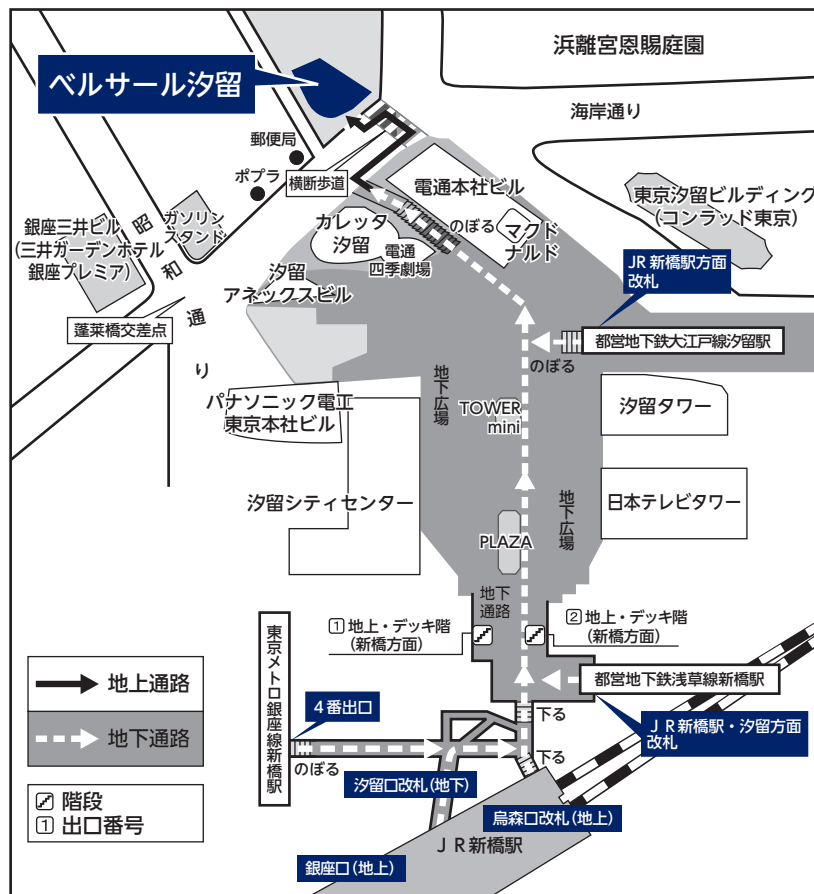
以上

株主総会会場ご案内図

会場

住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留

東京都中央区銀座八丁目21番1号



交通のご案内

- 〈JR新橋駅〉
- 「汐留口改札」「鳥森口改札」「銀座口」より徒歩10分
- 〈東京メトロ銀座線新橋駅〉
- 「4番出口」より徒歩10分

- 〈都営地下鉄浅草線新橋駅〉
- 「JR新橋駅・汐留方面改札」より徒歩10分
- 〈都営地下鉄大江戸線汐留駅〉
- 「JR新橋駅方面改札」より徒歩8分

※上記は「地下通路」のご案内図です。

各路線改札口より地下通路をお通りください。

会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。